

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【公表番号】特表2020-517719(P2020-517719A)

【公表日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2020-024

【出願番号】特願2019-558554(P2019-558554)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/138	(2006.01)
A 6 1 K	31/5375	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 K	31/138	
A 6 1 K	31/5375	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	9/48	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月23日(2021.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) ノルエピネフリン再取り込み阻害剤(NRI)、(ii)ムスカリン性受容体アンタゴニスト、及び(iii)薬剤として許容される担体を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記NRIがノルエピネフリン選択的再取り込み阻害剤(NSRI)である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記NSRIが、アメダリン、アトモキセチン、CP-39,332、ダレダリン、エディボキセチン、エスレボキセチン、ロルタラミン、ニソキセチン、レボキセチン、タロプラム、タルスプラム、タンダミン、及びビロキサジンからなる群から選択される、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記NRIが、アミトリプチリン、アモキサピン、ブプロピオン、シクラジンドール、デシプラミン、デスベンラファキシン、デキストロメチルフェニデート、ジエチルプロピオン、ドキセピン、デュロキセチン、イミプラミン、レボミルナシプラン、マニファキシ

ン、マプロチリン、メチルフェニデート、ミルナシプラン、ネファゾドン、ノルトリプチリン、フェンジメトラジン、フェンメトラジン、プロトリプチリン、ラダファキシン、タペントドール(Nucynta)、テニロキサジン(Luceolan、Metatone)及びベンラファキシンからなる群から選択される、ノルエピネフリン非選択的再取り込み阻害剤(NNR1)である、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記NRIが、アトモキセチン及びレボキセチンからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記NRIがアトモキセチンである、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

アトモキセチンの投薬量が20～100mgである、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

アトモキセチンの投薬量が25～75mgである、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記ムスカリン性受容体アンタゴニストが、アトロピン、プロパンテリン、ベタネコール、ソリフェナシン、ダリフェナシン、トルテロジン、フェソテロジン、トロスピウム、及びオキシブチニンからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項10】

前記医薬組成物の前記ムスカリン性受容体アンタゴニスト成分が、アニソトロピン、ベンズトロピン、ビペリデン、クリジニウム、シクリミン、ジシクロミン、ジフェマニル、ジフェニドール、エトプロバジン、グリコピロレート、ヘキソサイクリウム、イソプロパミド、メベンゾレート、メチキセン、メトスコポラミン、オキシフェンシクリミン、オキシフェノニウム、プロシクリジン、スコポラミン、トリジヘキセチル及びトリヘキシフェニジルからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項11】

前記ムスカリン性受容体アンタゴニストが、即時放出剤形をとる、請求項1に記載の組成物。

【請求項12】

前記ムスカリン性受容体アンタゴニストが、徐放性剤形をとる、請求項1に記載の組成物。

【請求項13】

前記ムスカリン性受容体アンタゴニストがオキシブチニンである、請求項1～12のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項14】

オキシブチニンの投薬量が2～15mgである、請求項13に記載の組成物。

【請求項15】

前記オキシブチニンが、用量2.5～10mgを有する即時放出剤形をとる、請求項13に記載の組成物。

【請求項16】

前記オキシブチニンが、用量5～15mgを有する徐放性剤形をとる、請求項13に記載の組成物。

【請求項17】

前記NRI及び前記ムスカリン性受容体アンタゴニストが、単一組成物の形で製剤化される、請求項1に記載の組成物。

【請求項18】

前記単一組成物が経口投与形態である、請求項17に記載の組成物。

【請求項19】

前記経口投与形態が、丸剤、錠剤、トローチ剤、又はカプセル剤である、請求項18に記載の組成物。

【請求項 2 0】

不完全な意識状態であると同時に、咽頭気道虚脱を伴う症状を有する対象の治療で使用される、請求項1～19のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 2 1】

前記疾患又は障害が、睡眠時無呼吸である、請求項2 0に記載の使用される組成物。

【請求項 2 2】

前記疾患又は障害が、閉塞性睡眠時無呼吸である、請求項2 1に記載の使用される組成物。

【請求項 2 3】

前記疾患又は障害が、いびきである、請求項2 0に記載の使用される組成物。

【請求項 2 4】

前記疾患又は障害が、単純性いびきである、請求項2 3に記載の使用される組成物。

【請求項 2 5】

前記不完全な意識状態が睡眠である、請求項2 0に記載の使用される組成物。

【請求項 2 6】

(i) アトモキセチン、(ii) オキシブチニン、及び(iii) 薬剤として許容される担体を含む、睡眠時無呼吸の治療に用いられる医薬組成物。

【請求項 2 7】

(i) アトモキセチン、(ii) オキシブチニン、及び(iii) 薬剤として許容される担体を含む、いびきを治療に用いられる医薬組成物。

【請求項 2 8】

不完全な意識状態であると同時に、咽頭気道虚脱を伴う症状を有する対象の治療で使用される、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤(NRI)及びムスカリン性受容体アンタゴニスト。

【請求項 2 9】

咽頭気道虚脱を伴う症状が、睡眠時無呼吸である、請求項2 8に記載のNRI及びムスカリン性受容体アンタゴニスト。

【請求項 3 0】

咽頭気道虚脱を伴う症状が、いびきである、請求項2 8に記載のNRI及びムスカリン性受容体アンタゴニスト。

【請求項 3 1】

ノルエピネフリン再取り込み阻害剤(NRI)及びムスカリン性受容体アンタゴニストを備えるキット。

【請求項 3 2】

不完全な意識状態であると同時に、咽頭気道虚脱を伴う症状を有する対象の治療で使用される、請求項3 1に記載のキット。